

医療保険「訪問看護」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する静岡市条例第23号及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する静岡市条例第28号に基づいて、契約を締結する前に、知つておいていただきたい内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者、事業所について

【事業者名称】

| | |
|------------|------------------|
| 事業者 | 日本赤十字社 社長 清家 篤 |
| 事業所名称 | しづおか日赤訪問看護ステーション |
| 事業所の所在地 | 静岡県静岡市葵区追手町8番2号 |
| 電話番号 | 054-254-4500 |
| 開設年月 | 平成31年 4月 1日 |
| 介護保険事業所番号 | 2264290533 |
| 管理者の氏名 | 細川 真理子 |
| サービス提供実施地域 | 静岡市内とする |

【事業の目的、運営方針】

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 居宅における療養上の世話や必要な診療の補助等の看護サービスを提供し、医療ニーズの高い方も安心して居宅で療養できるように支援することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉と連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。 |

【職員体制】 令和6年10月1日現在

| 職種 | 従事する業務内容 | 人員 | |
|-------|-----------------|----|-----|
| | | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者 | 職員管理業務等 | 1名 | |
| 看護師 | 看護サービスの提供 | 5名 | |
| 助産師 | 看護サービスの提供 | | 1名 |
| 理学療法士 | 看護サービスの提供（リハビリ） | 1名 | |
| 作業療法士 | 看護サービスの提供（リハビリ） | 1名 | |

(看護師兼務)
(静岡赤十字病院と兼務)

【サービス提供日時】

| | |
|----------|---|
| 営業日 | 月曜日から金曜日 ただし、祝日、5月1日、12月29日から1月3日を除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時00分まで (ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする) |
| サービス提供時間 | 24時間 |

※ 24時間対応体制加算の算定に同意していただいた利用者は24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

2. サービス提供の依頼・相談

直接ご来訪いただく、またはお電話のいずれかで訪問看護ステーション担当者へお申し込みください。

3. 利用料 その他の費用の額

- 1) 基本利用料として健康保険法または老人保健法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。
利用者は、しづおか日赤訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供にする上で別途必要になった費用を支払います。
- 2) 保険外費用
- | | |
|-------------|--|
| ①休日料金 | 営業日以外の緊急訪問看護の場合、 2,000円/1回（+基本療養費、管理療養費等） |
| ②保険外訪問看護利用料 | 4,000円/30分 |
| ③死後の処置 | 16,500円（税込） |
| ④交通費 | 別紙利用料金表 |
| ⑤キャンセル料 | 当日キャンセルの場合、基本料の50% |
| ⑥衛生材料等 | 実費購入 |

4. 緊急の対応

サービス提供中に、ご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

5. 背信行為による解約

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、契約を継続しがたいほどの背信行為、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

- 1) 当事業者が、正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、社会通念を逸脱する行為を行った場合などは、当事業者に対して契約の解約を行うことができます。
- 2) ご契約者およびその家族が当事業者に対して、身体的暴力・精神的暴力（言葉の暴力・セクシャルハラスメント）・いやがらせなどを行った場合は、直ちに契約の解約をすることがあります。また、契約を解約する場合は、直ちに文書にて通知します。

6. サービス利用方法

1) 利用開始

お申し込みは当事業所または主治医にご相談ください。
この説明書より利用者からの同意を得た後、当事業者の看護師が訪問看護計画書を作成し医師の指示に基づくサービスの提供を致します。

2) サービスの終了または休止

- ア 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の5日前までに申し出てください。
- イ 当事業所の都合でサービスを終了または休止する場合
人員不足等のやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。
この場合は、サービス終了日の14日前までに、文書によりあなたに通知します。
※災害や天変地異など異常事態時は予告なくサービスの提供を休止させて頂く場合があります。
- ウ 自動終了
・利用者が介護保険施設などに入所した場合。
・利用者が亡くなったとき。

7. サービス料金支払い方法

当月ご利用いただいたサービスの利用料金は、原則翌月27日に銀行口座からの自動引き落としとなります。（当日が銀行休業日の場合は、翌営業日）

翌月中旬までに請求書を発行いたしますので、引き落とし日までに銀行口座への入金をお願いします。

8. 虐待の防止について

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 虐待防止のための従事者に対する研修を実施しています。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：細川 真理子
- 5) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

9. 衛生管理等について

- 1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- 2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- 3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4) 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

10. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2) 感染症及び災害に係る研修会を定期的に（年1回以上）に行います。
- 3) 感染症及び災害に係る訓練を定期的に（年1回以上）を行い、感染症及び災害が発生した場合において、迅速に行動できるように努めます。

11. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、管理者
細川 真理子までご連絡下さい。速やかに対応します。

苦情相談窓口 担 当 管理者 細川 真理子
電話番号 054-254-4500

この他、静岡市の介護保険担当窓口や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を
申し立てることができます。

静岡市介護保険課 054-221-1377
国民健康保険団体連合会
介護保険課 054-253-5590

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて
重要事項を説明しました。

サービス事業者 しづおか日赤訪問看護ステーション

令和 年 月 日
説明者 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け
訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

いずれかの番号に○をつける

- ① 緊急時訪問看護加算の算定について説明を受け同意しました。
- ② 緊急時訪問看護加算の算定について説明を受けましたが同意しません。

ご利用者（又は代理人）

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(代理人の場合続柄：)